

公害防止協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と松ノ木平町内会、庄ヶ畑町内会、桜台自治会、上米内親交會、白石町町内会、大志田部落會及び中津川地区振興會（以下これらを「乙」という。）とは、盛岡市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲がクリーンセンターを操業するに当たり、環境保全の措置を講ずるとともに、公害の発生を防止することにより、地域住民の健康と快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（クリーンセンターの所在地等）

第2条 甲が操業するクリーンセンターの所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 盛岡市上田字小鳥沢 148番地25
- (2) 敷地面積 111,565平方メートル
- (3) 焼却炉の規模 焼却能力 135トン／日×3炉（計 焼却能力 405トン／日）
- (4) 焼却炉の形式 全連続燃焼式焼却炉

（操業に当たっての遵守事項）

第3条 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令並びに次に掲げる事項を遵守し、クリーンセンターを操業するものとする。

- (1) 焼却炉は、2炉稼働とする。ただし、時期的なごみ排出量の増加等特別な事情により円滑なごみの処理ができない場合に限り、3炉稼働とする。
- (2) ごみ焼却時に発生する排出ガスに含まれるばいじん等は、バグフィルター（ろ過式集じん装置）等の排出ガス処理装置により除去する。
- (3) ごみピットからの臭気は、焼却炉内に吸引し、焼却熱で分解して無臭化する。
- (4) クリーンセンターから発生する排水（雨水排水を除く。以下同じ。）は、クリーンセンターの施設内で循環させ、再利用を行うものとする。ただし、クリーンセンターの補修工事等により焼却炉の一部又は全部が稼働できないときその他やむを得ない事情がある場合は、当該排水のうち生活排水に限り、クリーンセンターの施設外に放流することができるものとする。
- (5) 焼却灰及び集じん飛灰は、二次汚染のないよう適正に埋立処理を行う。

2 焼却するごみは、緊急時を除き、原則として盛岡市の区域（旧都南村の区域を除く。）から収集されたごみとする。

（公害防止措置）

第4条 甲は、クリーンセンターの操業に当たり、次に掲げる公害防止措置を講ずるほか、ごみ焼却に伴う公害の発生を防止するため最善の手段を尽くすものとする。

(1) ダイオキシン類発生防止措置 ごみ焼却に当たっては、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月28日付け衛環第21号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に定めるクリーンセンターに適用する条件を遵守し、次の燃焼条件を満たすよう燃焼管理に努めダイオキシン類の発生防止措置を講ずる。

ア 燃焼温度 800℃以上（850℃以上に努める）

イ アの燃焼温度でのガス滞留時間 2秒以上

ウ 煙突出口での一酸化炭素濃度 50 ppm以下（30 ppm以下に努める。）

エ 安定燃焼 500 ppmを超える一酸化炭素濃度のピークを極力発生させない（100 ppmを超える一酸化炭素濃度のピークの発生抑制に努める。）

オ 定格運転時の焼却残さの熱灼減量：3%以下

カ バグフィルター入口での排出ガス温度 200℃以下（150℃以下に努める。）

(2) 大気汚染防止措置 クリーンセンターから発生する排出ガスは、煙突出口において別表第1に定める基準値以下とする。

(3) 水質汚濁防止措置 クリーンセンターから発生する排水は、放流口において別表第2に定める基準値以下とする。

(4) 騒音防止措置 クリーンセンターから発生する騒音は、クリーンセンターに最も近い住宅（以下「直近住宅」という。）との敷地境界地点において別表第3に定める基準値以下とする。

(5) 振動防止措置 クリーンセンターから発生する振動は、直近住宅との敷地境界地点において別表第4に定める基準以下とする。

(6) 悪臭防止措置 クリーンセンターから発生する臭気は、直近住宅との敷地境界地点又は煙突出口において別表第5に定める基準値以下とする。

（車両の管理等）

第5条 甲は、次に掲げる措置を講ずることにより、甲の所有する廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両（以下「市有車両」という。）を適正に管理するものとする。

(1) 市有車両は、随時洗浄し、清潔を保つよう努めるとともに、走行時に廃棄物が飛散しないよう十分な対策を実施する。

(2) 市有車両の運行管理については、交通法令等の教育及び適切な指導監督を行い、事故の防止に努める。

(3) 市有車両は、常に点検及び整備をし、排ガス対策等を十分に行う。

2 甲は市有車両以外の車両でクリーンセンターを利用するものに対しても、前項各号に掲げる措置と同様の措置を講ずるよう指導する。

（ごみの減量化及び資源化）

第6条 甲は、ごみの減量化及び資源化について、盛岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制、排出段階での減量化及び資源化の促進、処理段階での減量化及び資源化の推進など可能

な限りの対策を講じ、ごみの焼却処理総量の抑制に努めなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) ごみ減量及び資源化の施策の実施に当たっては、乙の意見を聴くものとする。

(2) ごみ減量資源化計画及び分別収集計画等の実施計画を定め、これを公表するものとする。

(3) 可燃ごみ及び不燃ごみの排出総量抑制のための数値目標については、盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議の意見を聴いて定めるものとする。

(4) 廃棄物のうち、プラスチック類等リサイクルが可能なものについては、一般廃棄物処理実施計画に基づき分別収集を実施する等リサイクル促進のために努めるものとする。

(環境の監視)

第7条 甲は、クリーンセンターの操業に伴う公害の発生の防止及び周辺環境の保全に資するため、別表第6に定めるところにより、環境の監視を行うものとする。

2 別表第6に定める定点観測所及び表示板の設置位置は、別表第7のとおりとする。

3 甲は、第1項の規定による監視の結果については、これを公表するものとする。

(クリーンセンターへの立入調査等)

第8条 乙は、必要に応じ、クリーンセンターの廃棄物処理状況その他管理状況について、立入調査をし、又は必要な資料等の提出を求めることができるものとし、甲は、クリーンセンターの施設運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(基準値を超える場合等の措置)

第9条 甲は、クリーンセンターの操業に伴い発生する排出ガス、排水、騒音、振動及び臭気が第4条第2号から第6号までに規定する基準値を超えた場合又は当該基準値を超えて環境を悪化させるおそれが生じた場合は、その旨を盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会（以下「公害防止対策協議会」という。）に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(協定違反に対する措置)

第10条 甲が、この協定に定める事項に違反したときは、公害防止対策協議会を開催し、クリーンセンターの操業の一時停止を含む必要な措置について協議するものとする。

2 前項の協議にもかかわらず、甲が相当期間これを履行しない場合は、乙は操業の停止を求めることができる。

(被害等の処理)

第11条 甲は、クリーンセンターの操業に伴い、地域住民が被害を受け、又は地域住民から苦情の申出があった場合には、常時対応することとし、誠意をもって直ちにこれの解決に当たるとともに、必要な事項について乙に報告するものとする。

(公害防止対策協議会)

第12条 この協定を適正に運用するため、甲及び乙の連絡協議機関として公害防止対策協議会を設置するものとする。

2 公害防止対策協議会の組織，運営等に関し必要な事項は，別に定める。

(公害監視委員会)

第13条 この協定第7条の規定による環境の監視が適正に行われるよう盛岡市クリーンセンター公害監視委員会（以下「監視委員会」という。）を設置するものとする。

2 監視委員会の組織，運営等に関し必要な事項は，別に定める。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき又は定めのない事項について定める必要が生じたときは，その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として，本書8通を作成し，甲及び乙記名押印の上，それぞれその1通を保有する。

平成9年12月4日

甲 盛岡市
代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 松ノ木平町内会
代表者 会長 氏 名

庄ヶ畑町内会
代表者 会長 氏 名

桜台自治会
代表者 会長 氏 名

上米内親交会
代表者 会長 氏 名

白石町内会
代表者 会長 氏 名

大志田部落会
代表者 会長 氏 名

中津川地区振興会

代表者 会長 氏 名

立会人 米内地区振興協議会

代表者 会長 氏 名

立会人 上米内地域環境整備協議会

代表者 会長 氏 名

表第1 排出ガス基準値（第4条関係）

項 目	基 準 値
ばいじん	0.01 g/Nm ³
硫黄酸化物	10 ppm
窒素酸化物	100 ppm
塩化水素	10 ppm
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/ Nm ³ (ただし、0.1 ng-TEQ/ Nm ³ 以下を確保するための改造を3年以内を実施することとし、この改造までの期間の基準値は、暫定的に0.5 ng-TEQ/ Nm ³ とする。)

備考 ばいじん，硫黄酸化物，窒素酸化物及び塩化水素の基準値は，焼却炉の起動時及び停止時を除いた操業時1時間当たりの平均値とする。

ただし，ダイオキシン類の値は，1回の測定をもってその値とする。

別表第2 排出基準値（第4条関係）

項 目	基 準 値
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ
有機燐化合物	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
六価クロム	0.5 mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
総水銀	0.005 mg/ℓ
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物学的酸素要求量（BOD）	20 mg/ℓ
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/ℓ
浮遊物質（SS）	70 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/ℓ（鉱油類含有量）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30 mg/ℓ（動植物油含有量）
フェノール類含有量	5 mg/ℓ
銅含有量	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	5 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
クロム含有量	2 mg/ℓ
弗素含有量	15 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/ℓ（日間平均60mg/ℓ）
燐含有量	16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）

別表第3 騒音基準値（第4条関係）

時 間 区 分	基準値
昼 間（午前8時以後午後6時前）	55デシベル
朝 夕（午前6時以後午前8時前及び午後6時以後午後10時前）	50デシベル
夜 間（午後10時以後午前6時前）	45デシベル

別表第4 振動基準値（第4条関係）

時 間 区 分	基準値
昼 間（午前7時以後午後8時前）	60 デシベル
夜 間（午後8時以後午前7時前）	55 デシベル

別表第5 悪臭基準値（第4条関係）

項目	敷地境界基準値		煙突出口基準値
アンモニア	1	ppm	10 ppm
メチルメルカプタン	0.002	ppm	—
硫化水素	0.02	ppm	—
硫化メチル	0.01	ppm	—
二硫化メチル	0.009	ppm	—
トリメチルアミン	0.005	ppm	—
アセトアルデヒド	0.05	ppm	—
スチレン	0.4	ppm	—
プロピオン酸	0.03	ppm	—
ノルマル酪酸	0.001	ppm	—
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm	—
イソ吉草酸	0.001	ppm	—
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm	—
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm	—
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm	—
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm	—
イソブタノール	0.9	ppm	—
酢酸エチル	3	ppm	—
メチルイソブチルケトン	1	ppm	—
トルエン	10	ppm	—
キシレン	1	ppm	—
臭気濃度	10		1,000

別表第7 定点観測所及び表示板の位置（第7条関係）

区 分	設 置 位 置
定点観測所	北松園四丁目1番1号（北松園太陽の広場）及び桜台一丁目26番36 （雨水調整池管理用道路）
表示板	北松園四丁目1番（出逢の広場及び桜台二丁目17番 （上米内駐在所北側隣接地）

備考 表示板の開示開始日は，市がごみ焼却施設建設工事請負者から施設の正式引渡しを受け，ごみ焼却を開始する日とする。